

文 教 委 員 会

令和7年5月23日

庶務報告

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 葛飾区体育施設条例の一部改正について | (生涯スポーツ課長) |
| (2) バルサアカデミー葛飾校への対応について | (生涯スポーツ課長) |

葛飾区体育施設条例の一部改正について

生涯スポーツ課

1 趣旨

営利を目的として体育施設を使用する場合の利用料金の限度額を定めるもの

2 改正案概要

(1) 対象とする体育施設

名称	対象施設
葛飾区奥戸総合スポーツセンター 葛飾区東新小岩運動場	陸上競技場
葛飾区水元総合スポーツセンター 葛飾区東金町運動場 葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場	多目的広場
葛飾区小菅西公園フットサル場 葛飾区堀切橋フットサル場	フットサル場
葛飾区柴又球技場 葛飾区荒川小菅球技場 葛飾区四つ木橋球技場 葛飾区木根川橋球技場	球技場

(2) 利用区分及び利用料金限度額

ア 利用区分の設定

現行は施設によって「入場料その他これに類する料金を徴収する場合」及び「興行を目的とする場合」が規定されているが、上記「(1) 対象とする体育施設」について「営利を目的とする場合」を加える。

イ 営利を目的とする場合の利用料金限度額

体育目的又は体育目的以外で使用する場合それぞれの区分に応じた限度額の

100分の200相当額とする。

(3) 施行日

令和7年10月1日

なお、改正後の規定は施行日以後の利用申請による使用に適用し、施行日前の利用申請については適用しない。

3 今後のスケジュール

令和7年6月 第2回区議会定例会に体育施設条例の改正案を提出

バルサアカデミー葛飾校への対応について

生涯スポーツ課

1 事業譲渡契約書について

株式会社Amazing Sports Lab Japanに事業譲渡契約書を議会資料として開示することの同意について改めて要請したが、「区の調査には協力するが、事業譲渡契約書を議会資料として開示すると情報拡散のリスクが生じ同意することはできない」旨の回答があった。

なお、事業譲渡契約にはグラウンドの優先利用権が含まれていないと法的に判断できることを総務部総務課に確認している。

2 バルサアカデミー葛飾校に関する調査

令和7年3月27日の「バルサアカデミー葛飾校運営法人へのグラウンド優先利用に反対する決議」を受けた調査は、教育委員会事務局及び政策経営部から提出する関連資料を基に、総務部において実施する。

3 バルサアカデミー葛飾校のグラウンドの利用承認

混乱回避のため、東金町運動場多目的広場について、令和7年4月及び5月は平日週5日16時30分から21時30分までの利用を承認した。

6月、7月及び9月の利用については同様に承認を行い、令和7年10月1日以降は優先的な利用の承認は行わない。

また、この旨を令和7年5月8日に株式会社Amazing Sports Lab Japanに通告した。